

平成二十六年政令第百五十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 個人番号（第二条～第十二条）

第三章 個人番号カード（第十三条～第十八条）

第四章 特定個人情報の提供（第一節～第六章）

第五章 特定個人情報の保護（第三十二条～第三十三条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第二十一条～第二十五条）

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十四条）

第七章 法人番号（第三十五条～第四十二条）

第八章 雜則（第四十三条～第四十七条）

附則

第一章 総則（個人番号カードの記載事項）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項第六号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人番号カードの有効期間が満了する日（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏

二 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称

三 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定は、法第八条第二項の規定によつて不正に用いられるおそれがあると認められるときは、法第八条第一項の規定により、機構に

第二章 個人番号（個人番号の指定）

第一条 法第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定は、法第八条第二項の規定によつて不正に用いられるおそれがあると認められるときは、法第八条第一項の規定により、機構に

号の通知を受けた時に行われたものとする。

（請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定）

第三条 法第七条第一項の規定による個人番号の指定の請求をしようとする者は、その者の個人番号及び当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した請求書（以下この条において「個人番号指定請求書」という。）を、その者が記録している住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。

法第十六条の規定は、住所地市町村長が前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた場合について準用する。

法第十六条の規定は、住所地市町村長が前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けたときは、同項の理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

住所地市町村長は、第一項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた場合において、同項の理由があると認めるときは、法第八条第一項の規定により、機構に対し、当該請求に係る従前の個人番号に代えて当該提出をした者の個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

前項の場合において、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者に對し、当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

第一項の規定による個人番号指定請求書の提出は、総務省令で定めるところにより、代理人を通じてすることができる。

前項の規定による代理人のを通じてすることができる。

前項の規定による代理人を通じた個人番号指定請求書の提出を受けた場合について準用する。

（職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定）

第四条 住所地市町村長は、前条第四項の規定による場合のほか、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、法第八条第一項の規定により、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に当該個人番号とすべき番号及び第五条の規定により送信された住民票コードを送信する方法により行うものとす

る。

（個人番号とすべき番号の構成）

第六条 法第八条第一項の規定により生成される個人番号とすべき番号は、機構が同条第三項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、作行為が加わらない方法により生成する次に掲げる要件に該当する十一桁の番号及びその後に付された一桁の検査用数字（個人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、当該十一桁の番号を基礎として総務省令で定める算式により算出される零から九までの整数をいう。第三号において同じ。）により構成されるものとする。

一 住民票コードを変換して得られるものであること。

二 前号の住民票コードを復元することのできること。

三 他のいずれの個人番号（法第七条第二項の規定による）従前の個人番号及び個人番号とすべき番号（以下「個人番号」とすべき番号の通知）

従前の個人番号及び個人番号とすべき番号（以下「個人番号」とすべき番号）を構成する検査用数字以外の十一桁の番号とも異なること。

（個人番号の通知）

第七条 法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の市町村長に対する通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に当該個人番号とすべき番号及び第五条の規定により送信された住民票コードを送信する方法により行うものとす

る。

（電子計算機処理に伴う措置）

第八条 法第九条第三項の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十一条第二項第二号において同じ。）の保管とする。

（激甚災害が発生したときに準ずる場合）

第五条 法第九条第五項の政令で定めるときは、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他デジタル庁令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域から退去を命ぜられた場合とする。

（機構保存本人確認情報等の提供を求める旨の旨を公示することができる。）

する法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることをとする。

（電子計算機処理に伴う措置）

第九条 法第九条第三項の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十一条第二項第二号において同じ。）の保管とする。

（機構保存本人確認情報等の提供を求める旨の旨を公示することができる。）

人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの（以下「個人番号利用事務等実施者（法第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用す
る者を除く。）」は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならぬ。）

一 個人識別事項が記載された書類であつて、個人識別事項により識別される特定の個人の依頼により又は法令の規定により当該個人識別事項として個人番号の提供をするこ
とを証明するものとして主務省令で定めるもの

二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

三 本人に係る個人番号カード又は前項第一号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であつて主務省令で定めるもの

（個人番号カードの交付等）

第三章 個人番号カード

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条、次条第一項及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。

前項の場合において、交付申請者は、法第六条の二第二項の規定により同条第一項の申請を市町村長をして行うときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出しなければならない。

法第十六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付は、同条第三項の申出に係る同項に規定する領事官（以下「領事官」という。）又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して行うものとする。

（個人番号カードを利用する者を除く。）は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならぬ。

一 個人識別事項が記載された書類であつて、個人識別事項により識別される特定の個人の依頼により又は法令の規定により当該個人識別事項として個人番号の提供をするこ
とを証明するものとして主務省令で定めるもの

二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

三 本人に係る個人番号カード又は前項第一号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であつて主務省令で定めるもの

（個人番号カードの交付等）

第三章 個人番号カード

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条、次条第一項及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。

前項の場合において、交付申請者は、法第六条の二第二項の規定により同条第一項の申請を市町村長をして行うときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出しなければならない。

法第十六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付は、同条第三項の申出に係る同項に規定する領事官（以下「領事官」という。）又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して行うものとする。

4 交付市町村長をいう。次項において同じ。が、個人番号カードを交付する場合とし、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者（国外転出者（住民基本台帳法第七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）である者を除く。）が、第二項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出した場合にあつては、当該市町村長が指定する場所）に出頭しては、当該市町村長が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを引き渡すものとする。

5 交付市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、交付市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他の主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。

一 個人識別事項（国外転出者にあっては、氏名及び出生の年月日。以下この項及び次条において同じ。）が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する規
定により当該個人識別事項として主務省令で定めるもの

二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

三 当該交付申請者の個人識別事項が記載され、及び当該交付申請者の写真が表示された書類であつて主務省令で定めるもの

4 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票が消滅されたとき（国外に転出をしたことにより当該住民票が消滅されたとき、転出届（国外への転出に係るもの）を除く。）に基づき当該住民票が消滅されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消滅されたとき及び第十一号又は第十二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消滅されたとき（住民票コードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき）。

5 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき）。

6 交付市町村長（法第十七条第一項に規定する人）が、個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）が国外に転出をしたことにより当該住民票が消滅されたとき（国外への転出に係るもの）を除く。）に基づき当該住民票が消滅されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消滅されたとき及び第十一号又は第十二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消滅されたとき（住民票コードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき）。

7 法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、同条第五項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に對し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めるものとする。対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードの引渡しについて準用する。この場合において、第五項中「交付市町村長は、病気」とあるのは、「法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、病気」とあるのは、「当該領事官又は市町村長は、病気」と、「前項本文」とあるのは、「第七項」と、「交付することができる」とあるのは、「引き渡すことができる」と、「交付市町村長」とあるのは、「当該領事官又は市町村長」とあるのは、「引渡しを」と読み替えるものとする。

8 第五項の規定は、前項の規定による個人番号カードの引渡しについて準用する。この場合において、第五項中「交付市町村長は、病気」とあるのは、「当該領事官又は市町村長は、病氣」と、「前項本文」とあるのは、「第七項」と、「交付することができる」とあるのは、「引き渡すことができる」と、「交付市町村長」とあるのは、「当該領事官又は市町村長」とあるのは、「引渡しを」とあるのは、「引渡しを」と読み替えるものとする。

9 法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、法第十七条第三項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（前項において準用する第五項の規定により当該交付申請者の指定した者に対する個人番号カードを引き渡す場合には、その者）に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めるものとする。

10 第三条第六項の規定は、第一項及び第二項の規定による交付申請書の提出について準用する。（法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの等）

（個人番号カードの交付）

第十三条の二 法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの（法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの等）

一 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票が消滅されたとき（国外に転出をしたことにより当該住民票が消滅されたとき、転出届（国外への転出に係るもの）を除く。）に基づき当該住民票が消滅されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消滅されたとき及び第十一号又は第十二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消滅されたとき（住民票コードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき）。

二 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票が消滅されたとき（国外に転出をしたことにより当該住民票が消滅されたとき、転出届（国外への転出に係るもの）を除く。）に基づき当該住民票が消滅されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消滅されたとき及び第十一号又は第十二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消滅されたとき（住民票コードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき）。

三 当該交付申請者の個人識別事項が記載され、及び当該交付申請者の写真が表示された書類であつて主務省令で定めるもの

4 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票が消滅されたとき（国外に転出をしたことにより当該住民票が消滅されたとき、転出届（国外への転出に係るもの）を除く。）に基づき当該住民票が消滅されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消滅されたとき及び第十一号又は第十二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消滅されたとき（住民票コードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき）。

5 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき）。

六 第三条第五項又は第四条第二項の規定により返納を命ぜられた個人番号カードにあっては、同条第二項の規定により個人番号カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

七 個人番号カードの返納を命ぜられた者に係る住民票に記載されている個人番号について記載の修正が行われたときのいずれか早いとき。

八 個人番号カードの交付を受けている者（国外外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が当該転入をした日以後最初に行う住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出（次号において「国内転入後転入届」という。）を行うことなく、当該転入をした日から十四日を経過したとき。

九 個人番号カードの交付を受けている者（国外外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が国内転入後転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、当該国内転入後転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

十 個人番号カードの交付を受けている者（国外外転出者である者に限る。）が法第十七条第十項の規定により読み替えて適用する同条十一項の規定により当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合その他総務省令で定める場合において、その者が総務省令で定める期間内に当該個人番号カードの返還を受けないとき（当該期間内に返還を受けなかったことにつき、災害その他やむを得ない事情があると当該附票管理市町村長が認めるときを除く。）。

十一 個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。

十二 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となつたとき。

十三 次条第四項の規定により個人番号カードが返納されたとき。

十四 第十六条第一項の規定により返納を命ぜられた個人番号カードにあっては、同条第二項の規定により個人番号カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

十五 法第十七条第十項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第三号、第五号、第七号又は第八号に該当したとき。

二 第三条第五項又は第四条第二項の規定により個人番号カードの返納を命ぜられたとき。

三 次条第一項の規定により個人番号カードの返納を命ぜられたとき。

四 第十六条第一項の規定により返納を命ぜられた者は、個人番号カードの有効期間が満了した場合において、当該個人番号カードを返納する理由その他の総務省令で定めた事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを住所地市町村長に（国外転出者については、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は同項第一号（前条第七号に係る部分に限る。）若しくは第三号に該当する場合に限り、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）遅滞なく返納しなければならない。

五 第十六条第一項の規定により返納を命ぜられた者は、個人番号カードの返納を受ける者が、同条の規定により個人番号カードを利用するとときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

六 第十六条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構

二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関

三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方行政法人

四 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）

第五章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

（資産等の状況についての報告を求めるため個人番号の提供をすることができる場合）

第十八条の二 法第十九条第一号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十七条の四

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（同法第十五条第三項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）並びに中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第二項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）

三 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十四条（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）

四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十号）第一百条の二第五項

五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項

六 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百八条第一項及び第二項

七 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十条

八 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第三十六条

九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十七条

十 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十八条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）

十一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百三十八条第一項
及び第三項
十二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三十三条第一項
十三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）第二十九条
十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三条第一項）第十二条
十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十六条（同法第三十三条の三律第六十五条号）第十七条（同法第三十三条の三において準用する場合を含む。）
十六 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）第三十七条
十七 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第三十七条
法第十九条第一号の政令で定める者は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項の規定による支払に関する調書の提出若しくは同法第二百二十六条第一項から第三項までの規定による源泉徴収票の提出をすることとされている者とする。
（特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定）

第十九条 法第十九条第七号の政令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条第五項（同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条の七第一項又は第三十条の三十二第二項の規定その他の主務省令で定める同法の規定とする。

（情報照会者による法第十九条第八号の利用特定個人情報の提供の求め）

第二十条 情報照会者による法第十九条第八号の利用特定個人情報の項目及び当該利用特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他デジタル

化した情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該利用特定個人情報の項目及び当該

提供の求めをした情報照会者の名称その他デジタル

化した情報照会者に対し、当該情報提供者が当該利用特定個人情報に係る本人に係る情報提

供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十八条違反の場合を除き、当該提供の求

めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該利用特定個人情報に係る本人に係る情報提

供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

（特定個人情報を提供することができる地方法等の規定）

第二十一条 法第十九条第十号の政令で定める地方法等の規定は、同法第二百二十六条第一項から第三項までの規定による法律の規定は、同法第七十二条の五十九、第二百九十四条第三項若しくは第七百三十九条の五第二項の規定その他の主務省令で定める同法の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十四号）第四十条第四項において準用する同法第三十九条第一項から第三項まで若しくは同法第四十条第七項において準用する同法第三十九条第六項から第九項まで（これらの規定を同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）とする。

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十二条 法第十九条第十号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報を記録し、並びに当該記録を第三十条

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十三条 法第十九条第十号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報を記録し、並びに当該記録を第三十条

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十四条 法第十九条第十二号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報を記録し、並びに当該記録を第三十条

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十五条 法第十九条第十五号の政令で定める措置は、次に掲げる場合における公利益上の必要があるときは、別表に掲げる場合

（公利益上の必要がある場合）

第二十六条 第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

（利用特定個人情報の提供の求めがあつた場合の内閣総理大臣の措置）

第二十七条 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該利用特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項に規定する特定個人情報ファイルについて同項に規定する事実があつたと認める場合（次項及び第四項において「法第二十八条違反の場合」という。）を除き、

（社債等の発行者に準ずる者）

二 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（社債等の発行者に準ずる者）

三 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（社債等の発行者に準ずる者）

四 内閣総理大臣は、法第二十一条第二項及び前項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理す

（社債等の発行者に準ずる者）

五 第一項、第二項及び前項の規定による通知

六 内閣総理大臣は、次条第五項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号に

より識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認することができる

ように、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第五項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理す

十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員（次項において同じ。）は、同法第七十六条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により同法第八十九条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるとときは、当該手数料を免除することができない。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、個人情報の保護に関する法律第七十七条第一項の規定による書面の提出を行った際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

前項の申請書には、第一項の特定個人情報に係る本人が生活保護法第十一條第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては、当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

（各議院審査等に準ずる手続）

第三十四条 法第三十六条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五十号）第二百十条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号））第一百六十二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項又は第二項の規定による届出、同条第五項又は第六項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十二号に掲げる場合において行われる手続とする。

第七章 法人番号

（法人番号の構成）

第三十五条 法人番号は、次項又は第三項の規定により定められた十二桁の番号（以下この条に規定する税務書類（第三十九条第一項第一号）に規定する税務書類（昭和三十七年法律第六十六号）第一百二十四条に規定する税務書類（第三十九条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

おいて「基礎番号」という。）及びその前に付された一桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される一から九までの整数をいう。）により構成されるものとする。

会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（以下「設立登記法人」という。）の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第一百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項において同じ。）であつて、その登記所において作成される登記簿に記録されたものとする。

設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるよう、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるものとする。

第三十六条 国の機関に対する法第三十九条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。

（国の機関に対する法人番号の指定の単位）

第三十六条 国の機関に対する法第三十九条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。

一 衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会及び国立国会図書館

二 行政機関（検察庁にあつては、最高検察官裁判所、高等検察官及び検察審査会）

三 最高裁判所、高等裁判所（東京高等裁判所にあつては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所）、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

（国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定）

第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等を記入するもの（法人番号保有者を除く。）に対する同一の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百二十四条に規定する税務書類（第三十九条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

及び第三項において單に「税務書類」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官署が法第四十一条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地（その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。）を設けたこと。

所得税法第二百三十条の規定により届出書を提出することとされている者（国内において給与等（同法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるもの）を設けたこと。

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十八条の規定により届出書を提出することとされている者（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいう。）である普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）として新たに設立されたこと。

三 法人税法第一百四十九条の規定により届出書を提出することとされている者（同法第一項又は第二項に規定する場合に該当することとなつたこと。

四 法人税法第一百五十五条の規定により届出書を提出することとされている者（同法各項に規定する場合のいずれかに該当することとなつたこと。

五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされている者（同法第一項第一号に掲げる場合に該当することとなつたこと）。

三 法人税法第一百五十五条の規定により届出書を提出することとされている者（同法各項に規定する場合のいずれかに該当することとなつたこと。

四 法人税法第一百五十五条の規定により届出書を提出することとされている者（同法第一項第一号に規定する新設法人若しくは同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなつたこと。

五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされている者（同法第一項第一号に掲げる場合に該当することとなつたこと又は同法第十二条の二第一項に規定する新設法人若しくは同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなつたこと。

（法人番号の通知）

第三十八条 国税庁長官は、法第三十九条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

（届出による法人番号の指定等）

第三十九条 法第三十九条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

一 国税庁長官は、法第三十九条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、当該指定をし、及び同条第四項ただし書の規定による同意を得た後、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

二 国税庁長官は、法第三十九条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、当該指定をし、及び同条第四項ただし書の規定による同意を得た後、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

（その他）

その他の行政機関の長若しくはその職員に税務書類を提出する者又はその者から当該税務書類に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者

二 国内に本店又は主たる事務所を有する法人の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第一百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）である。法第三十九条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する款項その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

これらの事項に変更があつた旨及び変更後のこれら的事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

3 国税府長官は、法第三十九条第四項の規定による公表を行つた場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による旨の告げつけをなす。

章の規定による清算の結果その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表に係る事項（前項の規定による公表に係る事

項を含む。)に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由(主として年月日(当該年月日が明記しない場合は

事由が生じた年月日(当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日)を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（財務省令への委任）
第四十二条 この章に定めるもののほか、法人番

号の指定その他法人番号に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第八章 雜則 (指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 法第四十三条第一項の政令で定める
法の規定は、法第七条第一項及び第三項、第八
条第三項、第二十二条第一項及び第三項並

びに附則第三条第三項とする。

第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次条において単に「指定都市」という。）

について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる二刀は、用ひて開二易、二刀二。

字句は 同表の下欄に掲げる字句とする。

（特別区を含む。以下同様）は、当該区長が作成した

じ。() が備え

一項	第八条第 市町村長
	区長

あらかじめ当該区（総合区を含む。以下同じ。）の属する市の市長を経由して

第十六条の二第二項										第八条第二項	
第十七条第一項										第十六条第二項	
第十七条第一項										第十六条第二項	
て 「交付 八条の二第 八条に ら第四項ま で及び第十 三項に て次項か い」	当該交付を 行う市町村 長（次項か い）	当該交付を 行う市町村 長（次項か い）	市町村が 直接に又は 同条第三項 市町村長は	市町村 長	備える市町 村の長	市町村又は 備える市町 村の長	市町村又は 備える市町 村の長	該市町村以 外の市町村 長（当該市 町村以外の 市町村の長）	備える市町 村の長（当 該市町村以 外の市町村 の長）	長	当該市町村 長から
票管理区長 三項	住所地区長又は附 票管理区長 三項	その者が記録され ている住民基本台 帳を作成した区長 （以下この条におい て「住所地区長」 という。）若しくは その者（国外転出 者である者に限る 。）が記録されてい る戸籍の附票を作 成した区長（以下 この条において 「附票管理区長」と いう。）又は前条第 三項	市が 経由して当該戸籍 の附票を作成した 区長	市長は	市長	市町村の長又は 備える市の市長を 作成した区長及び 当該区の属する市 の市長（当該市以 外の市町村（特別 区を含む。以下同 じ。）の市長）	市町村の長又は 備える市の市長を 作成した区長及び 当該区の属する市 の市長（当該市以 外の市町村（特別 区を含む。以下同 じ。）の市長）	当該区の属する市 の市長を経由して 作成した区長及び 当該区の市長（当 該市以外の市町村 の市長）	当該区長	当該区の属する市 の市長から	

み替えて適用する場合に係る部分を除く。)、第三十二条第一項(法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。)、第三項、第四項(法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。)、第五項(法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。)及び第六項、第三十三条(法第二十八条第二項の規定により行政機関個人情報保護法第十二条の規定に替えて適用する場合に係る部分に限る。)及び第六項、第三十三条(法第二十八条第二項の規定により行政機関個人情報保護法第十二条の規定に替えて適用する場合に係る部分に限る。)、十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報の開示の請求を受けた場合に係る部分に限る。)、第四十三条第二項(同項の表第十七条第一項の項から第十八条第一号の項までに係る部分に限る。)並びに第四十四条第二項(同項の表第十三条第一項の項から第十六条の項までに係る部分に限る。)、第四十五条(法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日)

第三項の規定を準用する場合を含む。)の規定による個人番号の指定について準用する。この場合において、第二条中「法第八条第二項」とあるのは、「法附則第三条第四項(附則第三条第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第二項」と読み替えるものとする。

第五条の規定は法附則第三条第四項(次条第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めについて、第六条及び第七条の規定は法附則第三条第四項(次条第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成及び通知について、それぞれ準用する。

第三条 法附則第三条第三項及び第四項の規定は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百五十三号)附則第九条第一項に規定する適用日(以下この項において単に「適用日」という。)前に住民基本台帳に記録されていなかつたもの又は適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後であるもののうち当該転出の日以後住民基本台帳に記録されていなかつたものについて、同条第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときについて準用する。

(個人番号カードの交付申請書の提出に関する経過措置)

第四条 交付申請者は、附則第一条第三号に掲げる規定及び前項において準用する法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前項において準用する法附則第三条第三項の規定及び前項において準用する法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

該市町村が備える住民基本台帳に記録される者であるときは、当該交付申請書の提出は、同一日において同項の規定によりされたもののみ

<p>第五条 (法人番号の指定に関する経過措置)</p> <p>この政令の施行の日前に、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であつて第三十七条各号に掲げる者について、当該各号に定める事実があつた場合において、その者が当該各号に規定する規定により届出書を提出したときは、当分の間、その者を当該各号に規定する規定により届出書を提出することとされてゐる者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「確認された後」とあるのは、「確認された場合には、この政令の施行の日以後」とする。</p> <p>附 則 (平成一七年一月三〇日政令第三〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年九月一八日政令第三三六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十七条规定の改正規定 平成二十八年四月一日</p> <p>附 則 (平成一七年九月一八日政令第三三八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年十月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年一二月一八日政令第四二七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年一二月二四日政令第四三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年一二月二四日政令第一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年一〇月二一日政令第三三三二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>
<p>二 (経過措置)</p> <p>整備法附則第五条の規定によりなお従前の例によりされた不服申立てについて次に掲げる規定による諮問が行われるときにおける行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令別表の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>一 整備法第五十六条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十八条</p> <p>二 整備法第五十九条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)第十八条</p> <p>三 整備法第六十三条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十二条</p> <p>四 整備法第六十四条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第四十二条第二項</p> <p>附 則 (平成二八年三月三一日政令第一五六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年一二月二四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p>

附 則（令和三年八月二十五日政令第二二三）

六号

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年九月一日政令第二四三）

（施行期日）

1 この政令は、令和四年六月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日政令第二二四）

（施行期日）

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

附 則（令和四年四月二〇日政令第一一七）

（施行期日）

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年四月九日政令第三〇〇）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和五年一月二十五日政令第一五）

（施行期日）

第一条 この政令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第十四号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二）

（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日政令第六四）

（施行期日）

第一条 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議による措置法等の特例等に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第三十三条规定（同法第十六条の二第二百三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

附 則（令和六年五月二四日政令第一一八）

（施行期日）

議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外國為替及び外國貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年五月二四日政令第一一八）

（施行期日）

1 この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。

別表（第二十五条、第三十四条関係）

一 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第四条の特赦、同法第六条の減刑（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）同法第八条の刑の執行の免除又は同法第九条の復権（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）が行われるとき。

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項の規定による処分又は同法第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

三 地方自治法第百条第一項の規定による調査が行われるとき。

四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）同法第七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第一百七十七条（投資信託及び投資法に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）第六十条第三項、第二百十九条第三項及び四十一号）の規定による処分（令和五年四月一日）から施行する。

五 附則（令和五年一月二十五日政令第一五）の規定による処分（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

六 附則（令和六年一月三一日政令第二二）の規定による処分（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

七 附則（令和六年三月二十五日政令第六四）の規定による処分（国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議による措置法等の特例等に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第三十三条规定（同法第十六条の二第二百三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

八 税法に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。

九 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査、同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十七号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるとき。

十 税法等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第八条の二第一項の規定による情報の提供が行われるとき。

十一 國際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第一条第一号に規定する共助（同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八条第一項の協力が行われるとき。

十二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。

十三 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第二十一条の規定による譲り受け若しくは写しの届出、同条第五項若しくは第六項の規定による通知、同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による提供、同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による立入検査が行われるとき。

十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項の規定による諮詢が行われるとき。

六項及び第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十三条の二第一項（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による処分（同号に規定する外國為替及び外國貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年五月二四日政令第一一八）

（施行期日）

1 この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。

十五 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百一十八号）第九条第一項の規定による申出が行われるとき。

十六 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第五十九条第一項又は第二項の規定による共助が行われるとき。

十七 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（第七条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第十四条第二項の規定による立入検査又は同法第十二条第一項の規定による処分の請求が行われるとき。

十八 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）第七条第二項若しくは第二十九条の規定による調査、同法第七条第二項若しくは第十四条第二項の規定による調査、同法第七条第一項の規定による立入検査又は同法第十二条第一項の規定による処分の請求が行われるとき。

十九 個人情報の保護に関する法律（平成五百六十条第一項の規定による諮問、同法第一百四十六条第二項第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは立入検査、同法第一百五十九条の規定による報告の求め又は同法第一百六十五条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。

二十 犯罪被害賠償等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。

二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十八年法律第八十七条第一項若しくは第二項の規定による犯罪被害賠償等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七条第一項の規定による報告の求め若しくは立入検査が行われるとき。

二十二 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による立入検査が行われるとき。

二十三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第二十一条の規定による譲り受け若しくは写しの届出、同条第五項若しくは第六項の規定による通知、同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による提供、同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による立入検査が行われるとき。

二十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項の規定による諮詢が行われるとき。

-
- 二十三　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護が行われるとき。
- 二十四　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項、第十四条第四項若しくは第十四条第二項の規定による移管又は同法第二十一条第四項の規定による諮問が行われるとき。